

**令和6年度 選挙へGO!啓発はぐくみ事業
業務仕様書**

1 業務名

令和6年度 選挙へGO!啓発はぐくみ事業

2 委託業務期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

3 業務目的

こどもが選挙を「身近なもの」と感じる「主権者意識」を育むため、こどもがその家族とともに政治や選挙について考える機会を提供する。

4 業務内容

(1) 企画及び実施

- 本啓発事業の対象は、主として、県内の幼稚園から小学校までのこども及びその家族であること。
- こども及びその家族が集まりやすい施設やイベント会場で実施することを基本とすること。
- 徳島県選挙管理委員会が保有する啓発物資等（別紙参照）は、同委員会事務局と協議の上、本啓発事業のために使用することができること。
- 委託業務期間中に、2回以上実施すること。
- 以上を踏まえ、実施場所、内容、実施回数を企画提案すること。

(2) 広報

- 本啓発事業の実施に当たり、事前の周知や当日の施設、イベント会場等における表示等を行うことにより、より多くのこども及びその家族に興味を持ってもらえるよう広報すること。
- 広報のため必要な媒体（宣伝用バナー、チラシ等）を作成すること。
- 徳島県選挙管理委員会の SNS で本啓発事業の情報を発信するため、必要な素材（チラシデータ、画像等）を同委員会事務局に提供すること。
- 以上を踏まえ、一人でも多くのこども及びその家族の参加が図られるような広報の内容及び方法、作成する広報媒体を企画提案すること。

(3) アンケートの実施

- 参加・来場したこどもやその家族に対しアンケートを実施すること。
- アンケートの内容及び方法は、徳島県選挙管理委員会事務局と協議の上、決定すること。
- アンケートの回答内容を集計すること。

5 報告書等の提出

(1) 報告書

受託者は、委託業務完了報告書と併せて実施業務全体の報告書を提出すること。この場合において、当該報告書には、記録写真、アンケートの集計結果等を含めること。

(2) アンケート調査票

4(3)で実施し回収したアンケートの調査票を提出すること。この場合において、Web アンケート等により実施したときは、回答内容が記録された電子データを提出すること。

(3) 提出期限

(1)及び(2)の提出期限 令和7年3月14日(金)

(4) 提出方法

電子データ又は紙文書により提出することとし、紙文書により提出する場合は各1部を提出すること。ただし、記録写真は電子データを必ず提出すること。

6 特記事項

(1) 本啓発事業の実施及び広報には、啓発キャラクターとして「めいすいくん」を使用すること。

(2) 本委託業務に関し作成した報告書、アンケート調査票、広報媒体等に係る著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、徳島県に帰属する。

(3) 著作権、肖像権等に関し、権利者の承諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うこと。

(4) 本委託業務を遂行する上で知り得た情報は、委託者の承認を得ることなく第三者に漏らしたり、当該業務以外の目的に使用したりしないこと。委託業務期間の終了後又は委託契約の解除後についても同様とする。

(5) 本委託業務を行う上で必要となる物品や各種業務については、徳島県内の事業者から優先的に調達するよう努めること。

(6) 仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度徳島県選挙管理委員会事務局と協議すること。

(7) 事業実施に当たっては、徳島県選挙管理委員会事務局と十分協議しながら進めること。

(8) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受託者の責任において適切に行うこと。

啓発物資等一覧
(令和6年度 選挙へGO!啓発はぐくみ事業関係)

- 記載台
- 投票箱
- 投票用紙（模擬投票用）
- 着ぐるみ（阿波踊りめいすいくん）
- 「さとしくんのいっぴょう」（絵本及び紙芝居）
- 親子連れ投票チラシ（裏面に「まちがい探し」）
- 明るい選挙4コマ・マンガ作品集
- 「めいすいくん」「阿波踊りめいすいくん」のイラストデータ
- その他、徳島県選挙管理委員会事務局と協議の上、使用可能と判断されたもの。